平成28年10月21日

各検討会・ワーキンググループの開催状況等について

新たな社会的養育の 在り方に関する検討会

座 長:奥山 眞紀子 座長代理:松本 伊智朗

第1回:7月29日(金)

- ・検討会の開催について
- ・意見交換

第2回:9月16日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・関係団体ヒアリング

第3回:10月7日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・個別の論点についての議論
- ・関係団体等ヒアリング

第4回:10月21日(金)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・個別の論点についての議論
- ・関係団体等ヒアリング

第5回:11月18日(金)(予定)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・法改正後の進捗状況
- ・個別の論点についての議論

第6回:11月30日(水)(予定)

- ・各検討会・WGの開催状況
- ・個別の論点についての議論
- ・関係団体等ヒアリング(追加)

児童虐待対応における司法関与及び 特別養子縁組制度の利用促進の 在り方に関する検討会

座 長:吉田 恒雄

第1回:7月25日(月)

- ・検討会の開催について
- ・意見交換

第2回:8月31日(水)

- ・第1回検討会におけるご指摘事 項等について
- ・児童相談所への調査項目(案)について
- ・関係団体、有識者ヒアリング

第3回:9月26日(月)

・論点ごとの議論

第4回:10月14日(金)

- ・調査結果に基づく争点整理
- ・論点ごとの議論

第5回:10月31日(月)(予定)

・論点ごとの議論

11月(予定)

・論点ごとの議論

秋を目途に 一定のとりまとめ

子ども家庭福祉人材の 専門性確保WG

座 長:山縣 文治 座長代理:西澤 哲

第1回:7月29日(金)

- ・WGの開催について
- ・意見交換

第2回:9月2日(金)

・児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司任用後研修、児童福祉司任用前講習会の到達目標等について

第3回:10月7日(金)

・研修カリキュラム(たたき台) 等について

(児童福祉司任用後研修、児童福祉司 任用前講習会)

- ・到達目標等について
- (児童福祉司スーパーバイザー研修、 要対協調整機関専門職任用後研修)

第4回:11月下旬(予定)

- ・研修カリキュラム(案)等につ いて
- ・児童相談所等の専門性の向上等 (課題の整理)

12月(予定)

ガイドライン案の策定

市区町村の支援業務のあり方に関する検討WG

第1回:8月8日(月)

- ・WGの開催について
- ・意見交換

第2回:9月16日(金)

- ・今後の進め方のイメージ共有
- ・論点整理の確認
- ・支援拠点の機能のあり方について

第3回:10月21日(金)(予定)

- ・運営指針(たたき台)について
- ・意見交換

第4回:11月下旬(予定)

- ・運営指針(素案)について
- ・ガイドライン(たたき台)につ いて
- ・意見交換

第5回:2月上旬(予定)

- ・ガイドライン(素案)について
- ・意見交換

第6回: 3月中旬(予定)

・指針及びガイドラインのとりま とめ

1

資料1-1

(参考)

平成 28 年 10 月 14 日

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について <特別養子縁組> (未定稿)

_	
個別の論点	
子どもの年齢に ついて	専門委員会報告(提言)(抄)
	次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。 ・原則6歳未満とされている現行の年齢制限について、子どもに永続的な家庭を保障するという視点に立てば、 児童福祉法が対象とする全ての年齢の子どもが特別養子縁組の対象となるよう、年齢制限を見直すべきである。
	構成員の主なご意見
	・ 基本的には、全ての未成年者を特別養子縁組の対象とすべきと考えるが、日本では長く普通養子縁組制度が適用さ
	れてきた歴史的経過を踏まえ、一定の年齢の子どもには、特別養子縁組か普通養子縁組かを選択できるようにする又
	 は特別養子縁組に係る同意権を付与するといったことも必要と考える。
	│ │・ ある程度の年齢になると、実親の記憶を消すことはできず、年長の子どもに対しては、特別養子縁組制度はあまり
	│ │ 適切でない。要保護児童に家庭環境を与える手段としては、里親が適当と考える。
	│ │・ 子どもが親を記憶しているかどうかという事と、特別養子縁組を利用できるかどうかというのは別問題と考えてお
	 り、現行の家族法において、15 歳以上は本人の意思による身分行為が原則とされていることを踏まえ、特別養子縁
	 組は 15 歳未満とすることが適当と考える。
	・ 特別養子縁組の判断基準として、子どもの福祉の必要性、縁組の必要性を基準とし、年齢で妨げられてしまうことがないようにする必要がある。

- ・ リーガルパーマネンシーがあらゆる年代の子どもにとって必要であるという認識あるいは理念を法律で明確にする 必要がある。
- ・ 普通養子縁組を含めて1歳以上、幼児以降の縁組というのは、児童相談所に関してはほとんど行われていない、民間機関は児童相談所以上に新生児の割合が多いという現実の中で、幼児以降の子ども達に縁組をどう提供するかということを含めた検討が必要。
- ・ 代表的な限界事例としては、①実親の居所は分かっているが面会交流、意思表示がなく、同意を取れた時には6歳を超えていたので普通養子縁組を打診したが、実親との法的関係に養親が不安を感じた、②実親の居所は分かっているが、面会交流がなく、意思表示が得られないまま時間が経過した、③面会交流が途絶えて行方不明状態となり、行方不明状態と認定した段階で6歳直前であったため、養親が不安を感じた、④母の同意は得られたが、戸籍上の父の同意を得ることが困難、⑤28 条審判により里親委託し、里親には特別養子縁組の意向はあるが、実親に個人情報を知られることを養親が非常に不安を感じたといったケースがある。
- ・ 年齢が大きくなるほど親子関係の形成は難しく、経験上 10 歳が限界。10 歳で縁組後の親子関係が継続していくだけの信頼性をつくるというのは極めて難しい問題があり、全てが成功するわけではない。
- ・ 年齢の高い養子縁組は、養親側の需要もなく、養育する覚悟ができる養親希望者はほとんどいないと思っているが、まれにそういったことがあった場合に、特別養子縁組ができるよう、そういう意味での年齢制限の突破が自分たち支援者にとっての願い。
- ・ 民法の改正を含めて上限年齢を引き上げることについては、確かにこの法律ができた 1987 年とか 1988 年当時は 6 歳以降であるニーズは高かったかもしれないけれども、今の段階で、現実、特別養子縁組については、ほとんどの相談開始が 1 歳未満というところなので、施設の長期化いかに予防するかということと、今、この年齢の上限を引き上げることによって、逆に申し立てする時期を長期化する、遅滞化させるという可能性もあるということを考えた方がいい。
- 1歳未満の子どもを何歳の夫婦に委託することが大事かということを考えると、やはり私たち家庭養護促進協会は 親子の最大年齢差を40歳と従来決めて頑張ってきたけれども、養親の申込者が非常に高齢化している中で、それを

守り切れず、実際上 45歳になっているし、民間の団体であれば 50歳で 0歳をあっせんしている事例もある。これで考えてもらいたいのは、実子と同じ法的権限を得る子どもが、20代から場合によっては 30代の前半ぐらいに、親の介護の問題を考えざるを得ない状況を作っているということ。親子の最大年齢差を幾つにするのか法的に決めることにあまり意味がないと思うが、子どもの幸せのために我々が親を選ぶ場合、養親の申込者が高齢化している中、年長の子どもを引き取ってくれる申込者と偶然出会えば当然特別養子にしてやりたいと思うわけで、年齢制限を突破することで子どもにとって道が開けると思う。



<今後の対応方針(案)>

〇 特別養子縁組の年齢制限(6歳未満)について、年齢引き上げの必要性に関する実態調査を実施し、社会的養育の必要性との関係で、児童福祉の観点から、どのような見直しが適当か検討する。

審判の申立権に ついて

専門委員会報告(提言)(抄)

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及 的速やかに検討を開始するべきである。

・現行の手続では、特別養子縁組を成立させる審判の申立ては養親のみしかできず、父母の同意がない場合、後日父母からの不当な攻撃や要求のおそれを否定できないため、養親が申し立てる際の心理的負担は極めて大きい。このため、実親において養育することが難しい子どもについて、特別養子縁組の手続に移行できず、社会的養護に留まる事例が少なくない。そこで、現行の手続を、特別養子縁組候補児の適格性を判断する手続(実親との法的親子関係を解消させる手続)と、特定の養親候補者との間の養子縁組の適否を判断する手続(養親との法的親子関係を生じさせる手続)に分け、前者については児童相談所長に申立権を付与するべきである。

構成員の主なご意見

- 特に実親から同意をとる手続に改善が必要な点が多い。
- ・ 特別養子縁組の申し立てから実親の同意をとるまでを児童相談所が主体的に担い、成立の段階は養親側が行うという2段階にしてはどうかという点については、手続法の有識者の方々のご意見を踏まえながら検討が必要。
- ・ 虐待の有無に限らずに特別養子縁組を必要とする子どもにその機会を提供することを考えると、縁組成立後の子どもの安全確保のため、養親の個人情報が実親に知られないようにする必要があり、この点から、児童相談所長に申し立て権を付与する必要がある。
- 養子縁組の手続を2段階に分けるという提案については、慎重に考えたい。
- ・ ドラマではないけれども、実際に実親さんが奪い返しに来るという事態が生じた場合に、子どものダメージ、また、 養親さんのダメージははかりしれないもので、このような同意が不確定なケース、虐待ケースに対して養子縁組への 移行は到底できない。
- ・ 二重の親子関係の中でどっちつかずになっている子どもが一定数いる。そういった子どもに対して、何とか特別養

子縁組に持っていきたいのだけれども、基本同意が必須なので、養親さんに申し立てる責任を負わせるというのは酷ではないか。ここは公的な自治体の責任ではないかと思う。

- ・ 養親が申し立てることに対する負担とか、引き裂かれるような事態を避けるために、イギリスではプレースメント オーダーという制度があって、その中で行政が申し立てる制度がある。
- ・ それこそ児童相談所から、この子にとって特別養子が必要であるという意味での申し立てを児童相談所からしてもらえるのであれば、やむなく普通養子にしたようなケースが少し救われるのではないか。



<今後の対応方針(案)>

○ 実親の同意をとるのに苦労した実例や実親の同意をとれなかった実例等の収集・分析を行い、児童福祉の観点から、実親から同意を得る手続や特別養子縁組に係る審判手続、これらに関する運用の在り方等を検討する。

成立要件につい て

専門委員会報告(提言)(抄)

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

・民法第817条の7は、特別養子縁組の成立要件を「父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適当であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるとき」としている。しかし、要件が厳しすぎるなどの理由から現実的に機能しておらず、子どもの永続的な家庭の保障という観点からはほど遠いとの指摘がある。そこで、特別養子縁組が子どもの永続的な家庭を保障するという観点から現実に機能するように、前記要件を緩和するなど子どもの永続的家庭保障を重視した内容に見直すべきである。

構成員の主なご意見

・ 親の同意の確認が難しい場合には、民法第817条の6の但書を積極的に適用すべき。

(参考) 民法第817条の6

特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

- ・ 特別養子縁組に際して父母の同意が課題になるという点について、例えば親権喪失の申し立てがどの程度認められるのかといった司法関与も関連性がある。(親権喪失を申し立てて認められるようなケースであれば、実際には民法第817条の6但書が適用され、父母の同意は課題として残らない場合もあるのではないか。)
- ・ 現行の縁組の手続として、多くの児童相談所は、原則的には出産前に実親の同意をとるということはしないが、愛知方式など、いくつかの先駆的自治体では、出生前からある程度養親候補者の目星をつけて委託する場合もある。
- ・ 絶対に出産前に同意をとらないことにしている。実親が本当に育てられないと答えを出すまで、同意をとる瞬間を 自分たちが納得することができるまで、極めて慎重に時間をかけて辛抱強く待たなければいけない。



<今後の対応方針(案)>

〇 特別養子縁組の成立に関して問題が生じた実例等を収集・分析し、児童福祉の観点から、実父母の同意(民法第817条の6)、子の利益のための特別の必要性(同法第817条の7)の要件やこれらに関する運用の在り方等を検討する。

子どもの出自を 知る権利につい て

専門委員会報告(提言)(抄)

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

・自らの出自を知ることは、人が成長していく上で重要な過程であり、権利性も認められる(児童の権利に関する条約第7条第1項)。特別養子縁組が成立した後も、できる限り自らの出自を知る権利を保障することは、子どもの福祉を図る上で極めて重要である。そこで、特別養子となった子どもが、将来、同養子縁組に至った事情等を知ることができるようにするために、行政機関が保有する記録の保管のあり方、保存期間、子どもが当該記録にアクセスする仕組みを明確にするべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 個人情報保護や、記録の保存年限が設定されていることにより、養子縁組により養子となった者の出自を知る権利 が脅かされており、子どもの出自を知る権利の保障が必要。
- ・ 養子となった子に対し、実親の事情から養親にその養育が委託されたことを確実に知らせる必要がある。養子となった子は実親をトレースできる権利を保障されるべき。養子となった子は養親、実親とは別にプライバシーが守られた上で、相談支援を受けられるサービスの提供が必要。
- 実親は裁判所等の組織を通じて実子の養育・生育をトレースできる権利が保障される必要がある。
- ・ 養親と養子は実親のトレースを知らされたうえで、具体的な対応、接触をどうするか、文通などの交流は許容する のかといった選択権を与えられることが望ましい。子どもの最善の利益の観点からの制度整備が必要であり、アドボ ケーター等の支援設定が必要。
- ・ 養子への真実告知、実親からのトレースへの対応等では、養親に特段の集中的支援を受ける権利が保障されることが必要。



<今後の対応方針(案)>

- 〇 特別養子となった子どもが自らの出自を知るための仕組み作りに向けて、実務的な課題を明らかにした上で、 児童福祉の観点から対応等を検討する。
 - (①実施機関、②情報の種類、③記録の保管のあり方、④記録の保存期間、⑤情報の提供方法 等)

養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援について

専門委員会報告(提言)(抄)

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及 的速やかに検討を開始するべきである。

・現在、特別養子縁組が成立した後は、当該養親子家庭に対する特別の支援は準備されておらず、実親子家庭 と同様の支援しか想定されていない。養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援は非常に重要であり、支援 を行うための仕組みについて、検討すべきである。

構成員の主なご意見

・ 社会的養護のひとつの手段として養子縁組を考えることが増えていくのであれば、そこを社会全体で専門的に支援 していくことも考えなければならない。



<今後の対応方針(案)>

○ 養子縁組成立後の養親や子どもに対する支援の仕組みについて、児童福祉の観点から、どのような内容にすることが適当か検討する。

養子縁組の民間 あっせん団体に 対する規制等に ついて

専門委員会報告(提言)(抄)

次のような個別の意見があったことも踏まえつつ、関連する制度の見直しに関し、関係機関と調整の上、可及的速やかに検討を開始するべきである。

・養子縁組に関する民間のあっせん団体に対する規制のあり方(許認可のあり方や監督機関のあり方を含む。)、 当該団体の事業内容について、具体的な検討をできるだけ速やかに行うべきである。

構成員の主なご意見

- ・ 民間機関への補助の在り方について、出来高制を採ると、養子縁組という方向性を持って実親の意思決定を支援してしまうリスクがあるので、一括補助とすべき。
- ・ 養親候補者の情報の一元化というところは切に願う。その情報の共有と同時に、業務の連携というところが今後、 民間機関が増えていく中で必要なところ。

<国会の動き>

※ 養子縁組あっせんについては、民間事業者に対する許可制の導入や業務の適正な運営を確保するための規制 等を内容とする議員立法が、平成 28 年通常国会に提出され、継続審議中。

ご意見

- その他全般的な一・司法関与、特別養子縁組を含め、司法が親や子どもの権利を制限する場合に、何をもって制限するのかという点で、 アセスメントの場が非常に重要。
 - ・養子縁組が進まない1つの要因として、児童相談所における取組の自治体間格差が大きく、児童相談所が成功体験 を十分に蓄積できない状況のなかで悪循環に陥っているという点が挙げられる。
 - ・ 近年の特別養子縁組成立件数の増は、民間機関によるものではないかと予測でき、児童相談所の体制強化がどれだ。 け縁組の成立に貢献できるのかというと、限界があるのではないかと考える。
 - 民間には職員の継続性という強みがあり、民間機関が関わるということは市民意識の変革に大きく結びついていく。 部分も大きいと考える。こうした意識変革も含めて民間の力を活用し、行政がそのモニタリングを行うという体制の ほうが、養子縁組を促進するうえで貢献できるのではないか。
 - 長期間委託を受ける里親と養子縁組とを明確に区別していく具体策が重要。
 - 新生児委託については、一時保護委託を含め乳児院の活用は避け、個別応答的環境を保障できる里親を活用しなが ら進めていくべき。
 - 現在市区町村独自で行われている妊産婦ホームのようなものを制度化し、この機関と民間機関とが共同して実親の 意思決定を支援していくという体制が重要。
 - ・ 養子縁組と里親とを区別していくうえで、養子縁組里親を廃止し、公的機関と民間機関と、いずれの機関が関与す るのかにかかわらず、養子縁組里親に支弁される額に相当する経済的支援を公平に提供すべき。
 - ・ これまでの養子縁組の当事者の意識調査を行い、データを蓄積することが必要。離縁ケース、受理ケース、認容ケ ース、却下ケース、取り下げ内容を含めて、どういうケースがあったのかを明確化することが必要。
 - ・ 今回の児童福祉法改正の趣旨からすると、長期間施設入所している多くの子どもが家庭環境で暮らせる措置を講じ なければならない。
 - ・ 日本には養子縁組に関するデータが少ない、というよりも無い。データに基づいて政策をデザインし、かつ評価し ていくことが必要。
 - 特別養子縁組制度は劇薬だと思う。子どもの生活環境を法的に安定させるすばらしい制度であるが、もう一方では

親子関係を断ち切る制度でもある。重大な問題であり、丁寧な検討が必要。

- ・ 離縁が認容されているケースについて、離縁を認めざるを得ないどんな状況にあるのか、少なくとも代表的な何ケースかを報告していただくようお願いしたい。
- ・ リーガルパーマネンシーがある場合とない場合とで、子どもの精神的な安定にしても、その後の自立においても非常に大きな差がある。
- ・ 全国の児童相談所に調査されてどのぐらい出てくるかわからないけれども、そもそもそういう発想を持たない児童 相談所もある。ただ、そういうケースが少ないからしないでいいのかとか、そういう問題ではないのではないかと思 っていて、子どもに、永続的な家庭環境を保障していくということは非常に大事な考え方だと思う。
- ・ 調査を新たに事例的にやるということの限界というか、あるいは1年間の平均が1.4、ゼロの児童相談所が4割近くある中で、本当に有益な情報を時間と労力を費やして得られるのか。
- ・ 家庭移行支援係という係を新設するというところまでやっている福岡市でないと見えない取組、そういう取組をしたからこそ見えてくる今の問題というのがたくさんあると思うので、全国の状態というのをもちろん把握しつつ、それプラスそういったデータをもっといろいろ出していただいて、それについて具体的に議論するということが大事。

資料2-1

平成 28 年 10 月 14 日

個別の論点と本検討会における構成員の主なご意見について <司法関与> (未定稿)

【制度全体の在り方に関するご意見】

- まだ枠組みについてもあまり議論がなされていないなかで論点ごとの議論をするのは難しい。
- ・ 親権制限の枠組みについてはフランスが参考になるのではないか。フランスは施設擁護の割合が英米に比べて高く、施設に入れる と入れっぱなし、社会も親も子どもの養育環境についてネグレクト的になってしまうという問題を共通に持っている。
- ・ 現在の日本では、ソーシャルワークとして順を追って親権制限を強めていくという考え方ではなく、親が同意しなかったら 28 条、 医療ネグレクトだったら親権停止、もう無理となったら親権喪失、など、場当たり的に親権制限を使っているという現状があるの ではないか。包括的、総合的な戦略を持って子どもにとって最善の養育環境は何なのかを考えていくという枠組みにするべきでは ないか。
- フランス、ドイツ、イギリスを比べた場合に、フランス、ドイツと、イギリスでは、建付けが異なる。
- ・ フランスは育成扶助と親権の委譲の2段階になっており、フランスは日本の親権停止の枠組みに組み込んだようなもの、日本の親権要失に対応するようなものの2段階。ドイツも人の親権要失に対応する制度が発展して細かくなっている。この2カ国は、裁判所が子どもの保護のために親権の行使態様に入っていくという建付けになっている。
- ・ イギリスは、日本の 28 条審判に対応するようなものと、スーパービジョン命令(日本に対応するものはない)というものがある。 イギリスの方は行政が行う措置を裁判所が承認するような建付けになっている。
- ・ 日本は 28 条審判が(第3回検討会資料4の p.62、山田構成員提出資料の2つの図のうちの)左で、親権喪失、親権停止はどちらかというと右の建付けになっており、この観点から言うと、日本は2つのやや性質が異なるものが分立しているのではないか。それをどう考えるのか、何かつけ加えなくてはならないとしたらどちらが足りなくて何を足すのかということ(が1つの論点)ではないか。
- 日本の場合は民法が裁判所主体で、児童福祉法は28条の審判のように行政主体で裁判所が関わっており、そこが分裂している。ドイツの場合は、基本的に裁判所主体であるから、日本で言うと民法の話が発展しているということになる。

【その他全般的なご意見】

- ・ 裁判所の関与について、現行よりも範囲を広げるべき、理想としては司法中心の制度を構築すべき。しかしながら、現行の児童相談所・家庭裁判所の体制のままで直ちに裁判所が関与することは難しいのではないか。ただし、いつまでに裁判所の関与が開始するという期限をきちんと決めた上で、それに向けて体制を整えていくべき。
- ・ 司法関与の導入については、裁判所・児童相談所において、現在の組織体制では対応しきれない課題であり、例えば5年等の移行 準備期間を前提として、法整備と新たな体制整備のための予算措置を前提として、具体的な制度設計の検討が必要ではないか。
- 司法関与について、平成23年の検討の際に、一度導入しないという結論が出た中で、何がどう問題なのか、実務でどうなっているかというところを知りたい。
- 司法関与の具体的な仕組みの例を挙げて考えていかないと、問題点が明らかになってこないのではないか。
- 司法関与で一体、どのような子どもの利益あるいは保護者の利益、つまりは法的利益が何なのかよく考える必要がある。
- 仮に裁判所が関与するのであれば、かなり精細な要件というものを立てなければならない。
- 裁判所に関与させた場合に、不服をどう申し立てるのか、あるいは履行しなかった場合の制裁についても、議論する必要がある。また、裁判所が何を審査するのかによって、行政訴訟で裁判所が何を審査するのかが変わってくる。
- 子供の視点でここで議論されることがどういう影響を子供に与えていくのかということをしっかり考えていきたい。また、子供の 視点でどういうことが起きそうかということを想像しながら議論したい。
- 児童相談所の業務のあり方、今後検討されるであろう要保護児童の通告のあり方などの方向性を見通しながら論じていきたい。
- 立入調査、臨検捜索、強制的一時保護など強制的処分については、警察が執行すべき。全国の児童相談所で警察との連携強化が図られており、警察が虐待事案に積極的に関与することを一概に否定できない現状にある。また、警察の方が児童相談所よりも体制が整っており、迅速な対応が可能。警察を通告先として加えることも検討すべき。
- ・ フランスでもイギリスでも、最終的に個別のケースについて専門的な関与ができるのは福祉行政以外になく、福祉行政の充実とセットになって司法が関与しているから上手くいっているのではないか。
- ・ 日本は大陸法に基づく親権制度の国であるが、大陸法下のフランスでは、児童虐待事案での子どもの親権者からの保護は、検察官 命令書による司法手続きとして制度化されている。日本においては、児童相談所の行政サービス機能の延長線上に設定されており、 相当いびつな状態ではないか。

個別の論点

ー時保護につい て

専門委員会報告(提言)(抄)

(一時保護について)

一時保護が重大な権利侵害に当たり得ること、また、現実的に親権や子どもの権利に与えている影響及び児 童の権利に関する条約の規定・趣旨から考えて、一時保護の場面においても司法が関与する仕組みを検討する べきである。その実現のためには、次に掲げる事項を含め検討、整理が必要である。

- ・ 裁判所の許可を求めるべき対象、時期
- 裁判所が判断する際の要件の明確化
- 裁判所の審査手続の明確化
- ・ 司法関与に関する仕組み全体の前提として、児童相談所における児童福祉司の適正な配置と司法対応のための専門性の確立、弁護士による法的サポート体制の確立

なお、緊急時の対応に支障が出ないよう、裁判所の事前審査については慎重に検討すべきとの意見があった。 また、一時保護等への裁判所による審査については、児童相談所の体制が整わない段階で導入すると、かえっ て児童相談所が必要な一時保護をためらうおそれがあることを指摘する意見もあった。

構成員の主なご意見

<全般的なご意見>

- ・ 改正児童福祉法第1条に児童の権利に関する条約の精神にのっとりということが明記されたことを踏まえれば、同じく児童の権利に関する条約の第9条第1項の規定を踏まえ、一時保護に司法関与を導入するのは当然のことなのではないか。
- 一時保護について、保護者からの依頼によるものか職権によるものかに関わらず、これを客観的に審査し、運営・ 管理する司法判断の必要性は極めて高い。
- 一時保護の後の処遇についても、一時保護を成した裁判所が主導的に関与すべき。
- ・ 一時保護の期間が長期間であるといった場合に、第三者によるチェックを行うとして、司法機関であった場合にどのようなメリットがあるのかということの検証も必要なのではないか。
- ・ 一時保護への司法関与について、一時保護の期間が長きにわたる可能性があるというものがあるが、実際には1カ 月以内の県が多くなっており、もう少し詳細なデータがあれば参考になるのではないか。
- ・ 違法かどうかということであれば、司法機関としての判断になるが、例えば、一時保護が相当かどうかといった場合には、司法機関である裁判所が判断できるのか、判断する機関としてふさわしいのかということが問題になる。
- 一時保護については、既に制度が動いており、司法関与を導入することで、この制度にマイナスにならないよう注意する必要がある。
- ・ 司法関与については、一度、裁判所が判断した上で、それをまた後で裁判所が訴訟手続で判断するということを踏まえた上で、在り方を考える必要がある。つまり、適正手続の保障と同時に、憲法第32条の裁判を受ける権利との関係も整理する必要がある。
- ・ 海外では、家庭裁判所が親子のソーシャルワークに関わっていくという形になってきたが、平成 23 年の議論では、 必ずしもこうした議論はなかったのではないか。この 5 年間でそうした考え方が日本でも広がってきたことを踏まえ て議論する必要があるのではないか。
- 一時保護について、ドイツの考え方を参考にすればよいのではないか。すなわち、そもそも司法関与がなぜ必要な

のかという点については、子どもの自由の制限であるから司法関与が必要だという考え方と、子どもと親が引き離されるから、28 条審判のときに家庭裁判所が審判をするのと同様に、それに準じて司法関与が必要だという考え方があり、ドイツは後者の立場である。

- ・ ドイツでは2週間で28条審判のようなものをやらないといけないが、日本では時間がかかる。時間がかかっている部分を補うものとして、一時保護の司法関与を位置づけてはどうか。28条審判できっちり審査する前の、それに準じたものとして理解する、ということを軸にして考えるべきではないか。
- 児童相談所が一時保護、親子分離が必要と判断した際に、それが裁判所からオーダーとして出されることによって、安全、しかも速やかな保護が可能になるという、実務上重要なメリットがある(保護に当たって判断に迷うケース等)。
- ・ 司法関与を導入するという方向で全員が一致しているという認識はない。
- ・ 現在でも裁判所と児相の関係をよくわかっていない保護者がいるところ、裁判所と行政の関係が曖昧になるような中途半端な関わりをすると、28 条や親権停止の事件においても信頼感や中立性が阻害され、手続全体からするとマイナスな結果になる可能性があり、慎重に議論すべき。

<裁判所の許可を求めるべき対象、時期>

- ・ 一時保護について、資料によれば、2か月を超えるケースはそれほど多くはない。そうであれば、2か月を超えるケースに司法関与を導入しても、現在の裁判所の体制でも対応可能ではないか。
- ・ 短期かつ緊急の一時保護に関しては、裁判所の許可については、短期間に保護者に対する十分な意見聴取ができるような手続を構築することが難しいことから、ある程度、児童相談所の判断権というものを尊重するのが望ましいのではないか。
- ・ 一時保護の場面は、非常に緊迫した場面であり、そういった場面で、子どもや保護者の権利保護という観点から手続保障を行うのは、非常に難しいのではないか。また、児童相談所の側も、適確な資料を準備できるのか。
- ・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点も

ある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。

例えば、将来的には緊急保護は事後審査で良いが1週間以内にとか、ドイツのような、反論があったら司法審査とか、将来的な枠組みを設定したうえで、今、実務上大変だから2カ月超の一時保護に限定するというのならわかるが、最初から2カ月というラインを引かれることに対しては反対。

<裁判所が判断する際の要件について>

- ・ 事後承認とした場合、その期間を3日にするのか、5日にするのか、1週間にするのか、また、裁判所の判断基準は、その期間の短い方が簡単な基準、長くなればなるほどより高い基準が求められるのではないか、といった論点もある。一時保護制度の要件・効果もきちっと決めていかないといけないのではないか。(再掲)
- ・ 一定期間を超える一時保護について裁判所の承認を求めるべきだという考え方と、事前や直近の事後の承認を求めるべきだという考え方と、いろいろ並列に議論されているが、どちらをとるかによって、裁判所の審判の対象や、用意すべき手続などがまったく異なってくるのではないか。
- ・ 一定期間を超える一時保護については、これから保護を継続すべきかどうかを審理判断すれば足りるということになるが、事前とか事後の一時保護を考えるのであれば、これまでにとか、まさにこれから児童相談所がしようとしている一時保護について裁判所がお墨つきを与えるべきかどうかという話になり、後者の場合には、今の要件である「必要であると認める場合」について、要件を精緻化していく必要性もある。

<裁判所の審査手続について>

これまでにご意見なし

- ・ 一定期間を超える一時保護について裁判所の承認を求めるべきだという考え方と、事前や直近の事後の承認を求めるべきだという考え方と、いろいろ並列に議論されているが、どちらをとるかによって、裁判所の審判の対象や、用意すべき手続などがまったく異なってくるのではないか。(再掲)
- 事前や直近の事後の承認の場合に、児童相談所が承認を求めるのか、親権者が不服申立てという手続きをとるのか。

についても十分に詰められていない。

<体制整備>

- ・ 児童相談所の体制については、今回の改正により、弁護士の配置またはこれに準じる措置が義務づけられたことから、適切な助言が期待できる。
- ・ 司法審査を導入する場合に、児童相談所の体制強化は質・量それぞれどの程度必要なのか。事後審査であれば負担 はそれほど増えないのではないか。
- ・ 司法審査の導入に向けて、段階的に何年間かの間にどんな体制整備があればどこまでできるのか、具体的に実現させるための方策を考えるべきときが来ているのではないか。
- ・ 福岡市の調査結果によると、3日以内、7日以内の事後審査を導入したとしても月に1件程度で、児童相談所の負担はさほど大きくないと思われる。
- ・ 事前・事後の司法審査を考えるのであれば、裁判所に資料を提出する必要があるため、児童相談所の調査権限を充 実させていく必要性も出てくる。



<目指す方向性(案)>

- 〇 親権者の同意がなく2か月を超える一時保護について、28条措置(親権者の同意がない施設入所等の措置) との均衡も考慮し、裁判所の関与を導入することが考えられるのではないか。(注:児童福祉法 33条の規定 により、一時保護は原則2か月を超えてはならないとされている。)
 - ・裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。(例:緊急性、必要性、子どもの状態、 家庭の養育力、一時保護先の適正性など)
 - ・裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
 - ・児童相談所等における体制をどの程度充実させる必要があるのか。
- 加えて、親権者の同意がない2か月以下の一時保護についても、裁判所の関与を導入することも考えられるか。その場合、緊急時の対応に支障が出ないようにすること、また、児童相談所が必要な一時保護をためらう等子どもの適切な保護がさまたげられることがないようにすることが必要と考えられる。

面会通信制限、接 近禁止命令につ いて

専門委員会報告(提言)(抄)

面会通信制限、接近禁止命令など、親権制限や子どもの権利制限に関わる処分について、司法が関与する仕組みを検討するべきであるとして、次のように述べる意見があった。

現行の接近禁止命令は、児童福祉法第 28 条審判に基づく社会的養護措置が条件となっており、実情にそぐわない。前述のように、現在の一時保護のあり方では子どもの学習権を保障することが極めて困難となっており、地域のオープンな環境で一時保護を行う必要があるが、そのためには接近禁止命令による子どもの生活環境の安全の確保が必須である。また、家族再統合や、父母の同意を得ずに成立した特別養子縁組、措置解除後に子どもが自立しようとする場面等においても、子どもに対する不当な攻撃が予想され、子どもの安全の確保のため、例えば、接近禁止命令の対象を同法第 28 条審判に基づく社会的養護措置以外の場合に拡大することなど、どのような方策が考えられるのか検討が必要である。

構成員の主なご意見

<全般的なご意見>

- ・ 面会通信というものは極端に言えば親権を喪失させるようなときでさえ、もしかしたら残さなくてはいけないのではないかという問題として捉えられている、大事な核となる事柄。現在、司法関与なしに制限できているということは、確かに問題とも思われるが、他面で、親権の停止・喪失等、親権の態様についてどう司法が関わるかという問題とセットでないと考えようがない問題。
- ・ むしろ司法関与がないほうが事後的に行政訴訟で争えるため、憲法 32 条の裁判を受ける権利の観点から望ましい ということもあり、うかつな司法関与を入れると逆によくない。
- ・ 面会通信制限が行政処分としてなされる場合には、行政訴訟とか審査請求の対象になるが、実務では、一時保護されて、面会通信を制限する場合にはほとんど指導としてなされている。そうすると、今のままでは、何ら不服審査の対象にもならず、裁判所の対象にもならないので、司法審査を入れて整理していくことが必要。
- 面会通信制限や接近禁止命令をどの場合について広げていくのか。どのような場面が想定されているのか、必要性

のある場面が実際に現場でどの程度あるかということを、もう少し具体的に詰めたほうがいいのではないか。現行制度では、多くても年間数十件であり、現場として必要性があるという場面がどの程度あるのか議論すべき。



<目指す方向性(案)>

- 面会通信制限について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
 - ・裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。(例:保護者の態様、子どもへの影響 や居所の状況など)
 - ・裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。命令の解除手続はどうするか。
 - ・命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。(子どもの現在の監護者や児童 相談所の役割等)
- 接近禁止命令について、裁判所を命令の主体とする仕組みを導入することが考えられるのではないか。
 - ・裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。(例:保護者の態様、子どもへの影響や居所の状況等)
 - ・裁判所の審査手続はどのようなものとすべきか。
 - ・命令の実効性を高めるための方策としてどのようなことが考えられるか。(子どもの現在の監護者や児童 相談所の役割、警察等関係機関のかかわり等)

<目指す方向性(案)>

- O 接近禁止命令については、現行では 28 条による措置が前提となっているが、一時保護や同意入所の場合にも、 対象範囲を拡大することが考えられるのではないか。
 - ・具体的にどのような場合が考えられるか。
 - ・裁判所が判断する際の要件は、どの程度明確化する必要があるか。(例:保護者の態様、子どもへの影響や 居所の状況等)
 - ・裁判所の審査手続として、どのような手続を設けるべきか。

親権停止制度の 活用について

専門委員会報告(提言)(抄)

(親権停止制度の活用について)

児童福祉法第 28 条審判に基づいて社会的養護措置をなしているケースに関しては、社会的養護措置後も親権者が親権を有し、施設の長や里親等の有する監護・教育・懲戒の権限と重複することによる措置後の混乱を避けるため、親権停止(事案によっては喪失)制度を活用するものとし、措置後の混乱のおそれがなく第 28 条審判に基づく社会的養護措置で足ることが明らかな場合には、それによるものとすべきである。なお、親権停止の方が効果が重いので、謙抑性の原則からすると、第 28 条審判に基づく社会的養護措置から先に検討せざるを得ないとの意見もあった。

構成員の主なご意見

- ・ 専門委員会でも、要件としては 28 条も親権停止もあまり変わらないので、中途半端な 28 条をやめて、親権停止 に取って代わらせたらどうかという意見もあったが、実質的には 28 条というのは親権の部分制限に当たるものであ り、位置づけを変えて、親にチャンスを与えながら親子の再統合ができるかどうかを探りつつ、それが難しければ親 権制限を強化していくという、リーガル・ソーシャルワークの考え方に転換するということが求められているのでは ないか。
- ・ 親に対する直接の命令というものが必要な場合があるのだと言われている場面において、親権停止が使われないと したらなぜなのか、何が足りないのかということが大事ではないか。
- ・ 28 条は事実上一部停止であって、その後に親権停止が控えているという捉え方はあり得ると思うが、親権停止の ほうの工夫によって対応できるものもあり得るのではないか。
- ・ また、親権停止制度の活用については、長期的に見た立法論としては、親権停止の効果が従来の形での未成年後見 というものにとどまることがよいのかという問題がある。例えば、親権停止した後に児福法上の措置と絡めていくこ ともあり得るのではないか。

- ・ 親権停止が先行した場合に、ソーシャルワークをしていく上で支障があるかどうかというところが大きな論点ではないか。
- ・ 23 年改正時の親権停止の必要性の議論は、医療ネグレクト等が念頭にあったと思うが、今の 28 条で議論しているのは、いかに子どもに安定した家庭を保障していくのかというプロセスの中で、どのように裁判所が関与しながら親権の停止または喪失、また、その先の特別養子縁組が可能な状況に持っていくのかという文脈で議論することが必要ではないか。
- ・ 親権停止導入の趣旨については、23 年改正の検討の際も、2年間停止しているうちに、どうやって親にアプローチし、どうやって再統合を図っていくかということを考慮しながら行うべきものであるといった議論も相当程度されており、必ずしも医療ネグレクト等の問題について単発的にかかわるためという捉え方はされていなかった。
- ・ 実務者から聞く話では、親権停止は、戸籍に親権停止と記載されるため、非常に使いづらい。そのために、28 条が残っていないと困るという意見もあるので、戸籍に残るという点を解消できれば、確かに 28 条を親権停止で取って代えられるのではないかというのも一理ある。

V

<目指す方向性(案)>

- 児童福祉法第 28 条措置や親権停止等について、必要に応じて、より適切に法的権限を使い分けられるよう、 児童相談所運営指針等において、明確にすることが必要ではないか。
 - ・現行の児童相談所運営指針の記載に加えて、いかなる場合に「親権停止」を活用すべきか。

28 条措置に係る 裁判所の承認に ついて

専門委員会報告(提言)(抄)

(28 条措置に係る裁判所の承認について)

実務上、児童福祉法第28条に基づく裁判所の承認は、措置の種別を特定してなされているが、地域の社会資源を把握している児童相談所において子どもの状況に即応した最適の措置を選択することが子どもの利益に資するものであり、児童相談所が措置の種別を選択できるよう、裁判所の承認は措置の種別を特定せずになすことを検討するべきである。

構成員の主なご意見

- 包括的な承認という方法はとらず、複数の措置の併記という今の実務で問題ないのではないか。
- ・ (事務局案で)良いのではないか。措置の内容の特定を審査対象から外してしまうと、行政訴訟で必ず審査対象になってしまう。取消訴訟ならまだしも、差止訴訟まで考えると、理論的に収集がつかなくなってしまうので、余計なことはやめたほうがいい。

<目指す方向性(案)>

- 〇 児童福祉法第 28 条に基づく裁判所の承認は、措置先を複数併記して承認を受けることが可能であり、全国の児童相談所及び家庭裁判所に、こうした対応が可能である旨を改めて周知することとしてはどうか。
 - ※ 既存の調査結果では、措置開始後2年以内に措置先を変更した場合でも、あらかじめ複数の措置先について裁判所の承認を得ている場合が多数であるという結果となっている。

裁判所命令につ いて

専門委員会報告(提言)(抄)

(裁判所命令について)

裁判所や都道府県による勧告制度に代わって、児童福祉法第 28 条審判や親権制限審判に際して、裁判所が 直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令を設けることを検討すべきである。ま た、指導命令がなされたにも関わらず改善の見込みなしと裁判所が判断した場合には、親権喪失、さらには特 別養子縁組の前提である親子関係の終結へと向かう手続を明確にするべきであるとの意見もあった。これら裁 判所命令から始まる一連の手続によって、子どもにとって安全で永続的な家庭環境を保障するべきである。

なお、保護者の同意がある入所についても、裁判所命令が必要との意見もあった。

また、分離後だけでなく、分離されていない在宅の保護者に対し支援を受けることを義務付ける裁判所命令 (英国の法制度でいうところの、スーパービジョン命令)についても、法的に規定することを検討すべきであ るとの意見もあった。

他方、保護者に対する裁判所命令については、「社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書(平成 23 年 1 月 28 日)」において、「司法と行政の役割分担の中で、裁判所が行政の処分を受けるよう保護者に対して勧告するのは、法制的に難しい面がある」と結論付けられていることに留意するべきところ、現時点で、その結論を覆すに足りる立法事実が認められるとは言い難いといった意見があった。また、法廷侮辱罪等の制裁もないのに裁判所の命令に効果があるのか、現行制度でも裁判所の見解は保護者に伝わる工夫がなされているところ、その実践と検証が不十分なのではないかといった観点から、慎重な意見もあった。

構成員の主なご意見

・ 在宅での支援における保護者に対する指導について、行政の指導程度では強制力がない。法的強制力を伴う措置が 必要で、裁判所が直接保護者に指導命令を下す制度が考えられる。

- ・ 裁判所による親への直接指導については、裁判所は、あくまで受け身であって、能動的に修正案を考えるのは、それはあくまで児童相談所の役目である。その上で、イギリスの例などを見る限りでは、裁判所が児童相談所の案をオーソライズして実行するという建て付けは十分あり得るのではないか。
- ・ 裁判所による命令により、より履行の可能性が上がるかどうかということは、実際の民事事件などを見ても、必ず しも明らかではない。
- ・ 裁判所命令であれば、家庭がどうあるべきかということについて、裁判所が判断できるのか、判断する機関として ふさわしいのかということを考えなくてはならないのではないか。
- ・ 民法と児童福祉法との基本的な建付けの違いをどう整理するかが論点ではないか。児童福祉法においては裁判所が 行政活動のチェックをする、民法では、裁判所が申立てを契機として何らか具体的なことを述べる、という違いがあ る。裁判所の指導を児童福祉法の体系の中で考えてしまうと、28 条との建付けの違いが際立ってしまうが、民法の 体系で考えるならば、そんなに変ではない。ただし、ここで議論しているのは児童福祉法なので、そこをどう考える か。段階的に改正していくことにして、今のところは児童福祉法に民法的なものとして裁判所の指導を入れてしまう か、それはやはり今の素地には合わないからやめるのか、この点が議論のポイントではないか。
- ・ 親に対して直接命令をするような指導について、イギリスのスーパービジョン命令が時に引かれているが、少なくとも条文などの仕組みを見た限りでは、親に対して何を命ずるという仕組みにはなっていない。イギリスでは、具体的に親に対してどうアプローチするか、はケースワークの専門家である行政が決めるべきであって、細かいところに裁判所が立ち入るべきではないという原則がとられており、おそらく親の指導もそうなのではないか。
- ・ ドイツにおいては、保護措置の中に行政(少年局)による育成援助等の公的援助を受けるよう親に求めるという選択肢がある。ただ、これも親権喪失という、親権の態様に関する介入にという仕組みの中に位置づけられている点には注意が必要なのではないか。

<目指す方向性(案)>

- 〇 保護者指導の実効性を高めるため、海外の事例も参考にしつつ、裁判所が直接保護者に対して行政機関の指導に従うことを義務付ける裁判所命令の仕組みを設けることが考えられるのではないか。
 - ・具体的な要件や仕組みについてどう考えるか。(第 28 条審判や親権制限審判の場合、一時保護中、同意 入所中、在宅ケースの場合)
 - ・現行法上の裁判所による勧告や都道府県知事による勧告との関係をどう整理するか。
 - ・裁判所命令の実効性を高めるための方策として、どのようものが考えられるか。例えば、命令違反に対して過料を設けることは考えられるか。その場合には、過料を科す場合の構成要件をどのように考えるか。
 - ・行政と司法の役割分担との関係をどう整理するか。